

長久手市地域福祉計画等策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、長久手市における総合的な地域福祉の推進を図るための長久手市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）、その理念や仕組みを実現、実行するための長久手市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及び評価、また、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく長久手市地域自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）、尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画を踏まえた長久手市権利擁護支援計画（以下「権利擁護計画」という。）、再犯防止推進法第8条の規定に基づく長久手市再犯防止推進計画（以下「再犯防止計画」という。）の策定及び評価を行うため、長久手市地域福祉計画等策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画、活動計画、自殺対策計画、権利擁護計画、再犯防止計画の策定に関すること。
- (2) 福祉計画、活動計画、自殺対策計画、権利擁護計画、再犯防止計画の進捗状況の管理、評価に関すること。
- (3) その他福祉計画、活動計画、自殺対策計画、権利擁護計画、再犯防止計画の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 市民公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初で開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 委員長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。
- 6 委員及び事務局が前項の方法による場合には、第2項の出席とみなす。

(下部組織)

第7条 委員会に、福祉計画、活動計画、自殺対策計画、権利擁護計画、再犯防止計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、下部組織を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 下部組織は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。